



# 月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

92.7.9 No. 3623

## 営業分科定期委員会に違法性を告げ、 不当判決に抗議する

7月18日

### 六年にも及ぶ 塩づけに許すな 大合理化禁止へ

営業への強制配転から五、六年にも及ぶ「塩づけ」攻撃と対決し、又、営業職場に真の労働運動を定着させるために、営業協議会から大なる脱皮を遂げた営業分科会の第二定期委員会が動力車会館において、七月一八日一三時より行われる。

#### 反合理化の闘

#### いこそが流れ を変える道!

千葉支社の今年度の「経営計画」にもある通り、駅業務執行体制の見直しとして、①自動改札機等の導入による見直し、②ホーム要員の見直し、③管理駅体制導入による見直しなどはサービス低下と要員削減に結びつくものである。

また、関連事業においては、「なのはな売店」の廃止が検討されていると言われている。

そして、「九二・三ダイ改」から強行された「勤務制度」は、営業関係でのスリット勤務の導入を

策すものなのだ。

「今次ダイ改ではこの程度だが次は…」とする、JR当局の団交での回答は営業職場でも同様なのだ。第二の「分割・民営化」攻撃は、全職種に及ぶ要員削減＝大合理化に他ならない。

#### 日常的闘

#### 労働者を創り

#### 解放する。

である以上、営業分科会の闘いは、JR当局との直接対決の場であり、又、新採が営業関係のみに配属されている今日、勤労千葉の日常的な闘いが組織拡大へ道を拓くものであることを確信する。

闘いこそが労働者を創り解放するのだ!

反転攻勢に討って出る、勤労千葉の闘いに拍車をかける原動力へ、営業分科会は進撃しよう!

七・一八定期委員会へ結集しよう!



大法廷判決報告集会であいさつする北原事務局長(中央立っている)＝参院議員会館内

### 「10年でも20年でもたたかろう」

### 「成田治安法」違憲訴訟判決で 不当判決に怒り渦まく大法廷

(7月1日、最高裁)

「恥を知れ」「ナンセンス」と公判が行われた。判決は、成田空という弾劾の嵐が裁判官に浴びせられ、最高裁大法廷は「成田治安法」要塞」を使用禁止処分にしたことに対する怒りの渦で包まれた。七月一日、最高裁大法廷において、「成田治安法」に対する判決

警察と一体となって行ったものであり、国家権力の意思をそのまま反映したものである。

判決に対して反対同盟は、「一〇年でも二〇年でも闘い、われわれの正義を勝利に結びつける」という固い決意を明らかにし、弁護団からも「憲法の原則が踏み込まれた」「警察国家化を許容したもので、治安維持法に匹敵する」と、「成田治安法」が違法に満ちたものであることが明らかにされた。

反対同盟との労働連帯のきずなをさらに強め、実力で勝利をかちとるまで共に闘いぬこう!

営業分科定期委員会

とき 7月18日(土)

13時から

ところ 動力車会館